

# 福島県農地中間管理機構所有者不明農地等取扱要領

制定：令和3年6月17日

改正：令和6年2月6日

## (目的)

**第1条** 所有者不明農地に対しては、令和5年4月に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第56号）において、農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律及び福島県復興再生特別措置法が改正され、農業委員会又は知事による探索及び2か月の公示を経て、農地中間管理機構（以下「機構」という。）に40年を超えない期間の貸付を行うことが可能になった。

一方、機構が農地中間管理権を取得するに当たっては、福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）で定める要件を満たすことが必要となることから、機構と関係機関との事前調整手続きを定め、機構の農地中間管理権の取得事務の円滑化を図ることを目的とする。

## (事前調整の対象)

**第2条** 事前調整を要する対象は、以下のとおりとする。

- ① 市町村が、二分の一を超える共有持分を有する者を確知できない共有者不明農用地等について、不確知共有者の探索を必要とする場合
- ② 農業委員会が、農地法第32条第3項又は同法第33条第2項に基づき所有者等不明農地について探索を行おうとする場合（ただし、所有者等不明農地が業務規程第7条各号に定める農地中間管理権を取得する農用地等の基準を満たすことが見込まれる場合に限る。）
- ③ 知事が、福島復興再生特別措置法第17条の26に基づき二分の一以上の共有持分を有する者を確知できない共有者不明農用地等について、不確知共有者の探索を行おうとする場合

## (事前調整の手続き)

**第3条** 前条①及び②の探索を必要とする市町村又は探索を行おうとする農業委員会は、十分な余裕をもって事前に様式1により機構へ協議することとし、機構は協議内容について、業務規程第6条に基づき農地中間管理権を取得するかどうかを検討の上、様式2により市町村又は農業委員会へ回答するものとする。

- 2 前条③の探索を必要とする市町村は、福島県農林水産部制定「福島県農用地利用集積等促進事業事務取扱要領」第5条のとおり、知事が別に定める様式により機構を経由して知事へ通知することとし、機構は業務規程第6条に基づき農地中間管理権を取得するかどうかを検討の上、市町村の通知に機構の意見を付して知事へ提出するものとする。
- 3 この場合機構は、以下の条件又は意見を付することができるものとする。

(1) 第2条①②③共通

ア 業務規程第6条各項に定める農地中間管理権を取得しない基準に該当するものでないこと。

(ア) 農業委員会による利用状況調査（農地法（昭和27年法律第229号）第30条）において再生利用が困難と判定されている農地

(イ) 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状又は性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていないもの

イ 業務規程第7条第4項に基づき、その農地所有者に対して、土地改良法第87条の3第1項の規定による土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）が行われることがあることについて書面の交付により説明を行わなければならないので、別記説明文（例）を併せて公示する必要があること。

ウ 機構が農地中間管理権を取得しようとする農用地等に、後日農地中間管理権を覆す恐れのある抵当権、仮登記又は差押登記等がある場合は、その権利の内容によっては農地中間管理権の取得を行わないこともあること。

(2) 第2条①③の場合

関連する事業要件を満たしていることを確認すること（農地中間管理機構関連農地整備事業は15年以上、地域集積協力金は6年以上の農地中間管理権の設定期間が必要となること等）。

なお、機構へ農地中間管理事業賃貸申出をした者を除く共有持分を有する者であって知っているものの全ての同意を得られていない場合で、かつ農地法第33条第1項に該当する農地の場合は、同法第33条第2項に基づく利用意向調査の手続きに移行することになることに注意すること。

(3) 第2条②の場合

ア 賃貸借に限られること。（使用貸借は不可）

イ 知事裁定による利用権の設定は、機構が利用権設定期間の賃料相当額の補償金を一括して供託しなければならないので、その補償金について機構の予算措置の準備がなされていること。

ウ 農地法第4条第1項の農地転用許可又は農地法第5条第1項の農地転用のための権利の設定又は移転の許可を受けた農地については本手続きが適用されないこと。

4 同条第1項の回答をするにあたり、必要と認める場合は県農業担い手課と協議するものとする。

**（探索の要請）**

**第4条** 第2条①の事前調整において、市町村に対して様式2により異存ない旨回答した場合、機構は農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の2に基づき、様式

3により農業委員会へ探索を要請するものとする。

- 2 第2条③の事前調整において、機構が知事に対して異存ない旨回答し、知事より探索に係る協力依頼があった場合は、様式4により農業委員会へ協力を依頼することとし、依頼を受けた農業委員会は不確知共有者に係る確認結果を様式5にて機構へ回答するものとする。

### 【別記説明文（例）】

当該農用地等については、県が事業実施主体となって農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業をいう。）を行うことがある。

機構関連事業の主な内容及び留意事項は以下のとおり。

- (1) 機構関連事業の対象となる農用地等の全てについて、農地中間管理機構の借受契約（農地中間管理権）の設定期間が、機構関連事業の事業計画の公告日から「15 年間以上から 40 年間以下」であること。
- (2) 機構関連事業は、農地区画整備（これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含。）農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業である。
- (3) 事業実施区域については、県が市町村、地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。
- (4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外は、農地中間管理権の存続期間が満了し、除外要件等を満たす場合に限り可能となる。
- (5) 所有者が農地中間管理権を解除した場合等には、特別徴収金（工事に要した費用の全部）を徴収される。

(様式1)

(番 号)  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(市町村の長)

所有者不明農地等の取扱いについて(協議)

下記の所有者不明農地等について、不確知共有者又は不明所有者等の探索の必要があり、協議します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画案 (一覧表)
- 2 土地登記簿謄本又はその写し
- 3 これまでの経過
- 4 その他参考となる事項 (公示案)

(様式 1 - 2)

(番 号)  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(農業委員会の長)

所有者不明農地等の取扱いについて (協議)

下記の所有者不明農地等について、不確知共有者又は不明所有者等の探索を行うにあたり、協議します。

記

- 1 農用地利用集積等促進計画案
- 2 土地登記簿謄本又はその写し
- 3 これまでの経過
- 4 その他参考となる事項

(様式2)

福農公第 号  
令和 年 月 日

(市町村、農業委員会の長)様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

所有者不明農地等の取扱いについて(回答)  
令和 年 月 日付け(番号)で協議ありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

(回答例1)

異存ありません。

(市町村へは様式3の写しを添付)

(回答例2)

具体的な意見内容を記述する。

(様式 3)

福農公第 号  
令和 年 月 日

(農業委員会の長) 様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

共有者不明農用地等の不確知共有者の探索の要請

下記の共有者不明農用地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるため、同法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、共有者不明農用地等について不確知共有者の探索を要請します。

記

【共有者不明農用地等の所在等】

共有者不明農用地等の所在・地番	地 目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類

※機構は農用地利用集積等促進計画を添付します。



(様式 4)

福農公第 号  
令和 年 月 日

(農業委員会の長) 様

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長

共有者不明農用地等の不確知共有者の探索について (依頼)

下記の共有者不明農用地等について、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第17条の25に基づく農用地利用集積等促進計画を定めるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第23条に基づき、共有者不明農用地等の不確知共有者の確認を依頼します。

記

【共有者不明農用地等の所在等】

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類

(備考)

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載は、必要に応じ、行を加除できます。
- 2 機構は、農用地利用集積等促進計画案を添付します。
- 3 その他農地中間管理機構が収集した不確知共有者関連情報も提供すること。

(様式5)

第 号  
令和 年 月 日

(福島県農地中間管理機構)  
公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

(農業委員会の長)

共有者不明農用地等の不確知共有者の探索について (回答)

令和●年●月●●日付け◆福農第◆◆◆号で依頼のあったこのこと  
について、下記のとおり回答します。

記

1 不確知共有者の確認結果

新たに判明した共有者 あり ・ なし

《新たに判明した共有者ありの場合》

共有者不明農用地等の所在・地番	新たに判明した共有者名	新たに判明した共有者の住所	被相続人との関係

2 その他参考となる事項 (被相続人との関係が分かる資料等)